

令和5年度支笏洞爺国立公園（洞爺湖地域、登別地域及び羊蹄山地域）
公園計画等に係る図面データ更新業務
仕様書

1. 業務の目的

支笏洞爺国立公園の公園計画は平成7年に支笏・定山溪地域、洞爺湖地域及び登別地域の再検討、並びに羊蹄山地域の点検が行われた後、平成12年3月に起こった有珠山の噴火に対応するため、平成15年2月に洞爺湖地域の拡張と変更、平成18年2月に全域を対象とした公園区域及び公園計画の変更（点検）が行われた。しかしながら現在の公園計画は、前回の変更から17年が経過し、その間の自然的、社会的条件の変化に対応するため、公園計画の点検が求められている。

本業務は支笏洞爺国立公園の公園計画の変更のための基礎資料として、主に洞爺湖地域、登別地域及び羊蹄山地域を対象とし、現在の土地利用計画や土地の所有区分、土地の利用状況を踏まえ、既存の公園計画に係るGISデータを、より精度の高い区域図に補正するとともに、公園計画変更の検討のベースとなる各種の土地利用に係るGISデータセットを作成することを目的とする。

2. 業務の内容

「国立公園の指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書作成要領」及び「国立公園の区域図及び公園計画図作成要領」を十分確認のうえ、以下の作業を行う。

(1) 業務打合せ

本業務に係る打合せを3回程度行うこと。

(2) 土地利用に係るGISデータの収集と整理

公園計画図のGISデータを修正するため、国有林や道有林の林小班界や民有地の地番界、道路や河川区域、都市計画区域など、公園区域や地種区分界の根拠となるGISデータをリストアップし、データの収集・整理を行う（想定している根拠情報と収集方法については別紙資料参照）。また、公園計画の変更の検討にあたって必要な自然環境基礎調査等のデータについても可能な範囲で収集し、整理する。

(3) 公園計画図データの作成

収集したGISデータをもとに、別紙資料の公園区域や特別地域の区域、地種区分界、集団施設地区境界や、基準の特例範囲のGISデータを作成する。また、作成したGISデータは「供覧用総括図」、「集団施設地区境界図」「特別地域における行為の許可基準の特例範囲図」として指定の印刷サイズと縮尺で印刷可能なフォーマットを作成すること。GISデータ作成にあたっては、計5回程度、支笏洞爺国立公園管理事務所担当官（以下、「環境省担当官」という。）の確認を受け、校正を行うこと。また、納品データ形式は、以下とする。

■GIS

Shape 及び qgz （QGIS で読込可能なプロジェクトファイル及び関係ファイル1式）

■その他

pdf

なお、作成する図面は国土地理院の地形図や航空写真を背景図とし、その他の図を使用

する場合は、環境省担当官の了解を得ることとする。国または地方自治体等の所持する GIS データ等の使用に必要な申請書類は請負者が作成する。その他のオープンソースデータや民間等が所持する GIS データが必要となった際には、環境省担当官と協議の上、対応を決定すること。なお、作成に当たっては発注者より以下の資料を提供することとする。

- 支笏洞爺国立公園区域及び公園計画図（支笏湖・定山溪地域、登別地域、羊蹄山地域）：縮尺 1/50,000、紙媒体
- 集団施設地区境界図（登別、真狩口）：紙媒体
- 支笏洞爺国立公園 公園計画書（平成 18 年 2 月：公園計画の一部変更）：紙媒体
- 支笏洞爺国立公園 管理計画書（平成 22 年 4 月）：基準の特例範囲図記載 紙媒体
- 「令和 3 年度支笏洞爺国立公園（支笏・定山溪地区公園計画等に係る図面データ更新業務）成果物
- 「令和 4 年度 支笏洞爺国立公園（洞爺湖地域）公園計画等に係る図面データ更新業務」成果物

3. 業務履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日まで

4. 成果物

紙媒体：報告書 3 部（A 4 版 両面印刷、20 頁程度）

電子媒体：報告書及び以下のデータを格納した DVD-R 3 式

電子媒体には、「令和 3 年度支笏洞爺国立公園（支笏・定山溪地区公園計画等に係る図面データ更新業務）」及び「令和 4 年度支笏洞爺国立公園（洞爺湖地域）公園計画等に係る図面データ更新業務」の過年度 2 成果を令和 5 年度業務成果と統合して格納すること。

【令和 5 年度業務成果部分】 2. 業務内容の別表のとおり。

報告書及び電子データの仕様は、別添によること。

- ・提出場所：支笏洞爺国立公園管理事務所

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、北海道地方環境事務所が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、北海道地方環境事務所が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、北海道地方環境事務所が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、以下の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、及び本仕様書に記載がない細部事項については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従わなければならない。

- (2) 本業務で得られた成果物の著作権は、ホームページに公開することも含め北海道地方環境事務所に帰属するものとする。

- (3) 本業務は、優れた自然環境を有する国立公園の業務であることから、業務実施に当たってはその保全に十分配慮するものとする。特に希少種の分布状況、生育状況等の情報の取扱には十分注意すること。

- (4) 成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が以上の内容と異なる場合は環境省担当官と協議のうえ、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

別紙資料

(1) 供覧用総括図作成版

※作成される図面は国土地理院の地形図を背景図とすることを想定する。

※国または地方自治体等の所持する地形図およびGISデータ等の使用申請は請負者が書類を作成の上、発注名にて行うものとし、その他の資料やデータは請負者において収集すること。

種類	表題	内容	図面作成時の縮尺	図面サイズ	留意事項
公園区域及び公園計画総括図	支笏洞爺国立公園区域及び公園計画図(全体図)	支笏洞爺国立公園(洞爺湖・登別・羊蹄山地域)	1/25,000以上	A0版	○地域地種や利用施設計画について修正が生じる場合があるが、別途環境省担当官から指示を行う。 ○地域地種に係る凡例、区域線表示に係る凡例、縮尺、方位も記載する。 ○利用施設計画に付された番号については、別途環境省担当官が指示するとおりに変更する。 ○下記の分割図の分割範囲についても明示する。
	支笏洞爺国立公園区域及び公園計画図(分割図) 全体を3分割程度を想定	支笏洞爺国立公園(洞爺湖・登別・羊蹄山地域)	1/25,000以上	A0版	○地域地種や利用施設計画について修正が生じる場合があるが、別途環境省担当官から指示を行う。 ○地域地種に係る凡例、区域線表示に係る凡例、縮尺、方位も記載する。 ○利用施設計画に付された番号については、別途環境省担当官が指示するとおりにする。
参考事項関係図	集団施設地区計画図	真狩口、登別	1/10,000以上	A3判	○環境省担当官が提供する紙の図面を基に作成する。 記載内容は紙の図面と同じ内容とする。 ○記載方法の詳細については、別途環境省担当官が指示する。
	特別地域内における行為の許可基準の特例区域	蟠溪、カルルス、北湯沢、月浦、泉北、金毘羅火口	1/5,000以上	A4判	○環境省担当官が提供する紙の図面を基に作成する。 記載内容は紙の図面と同じ内容とする。 ○区域線表示に係る凡例、縮尺、方位も記載する。 ○記載方法の詳細については、別途環境省担当官が指示する。
洞爺、登別温泉		1/10,000以上			

(2)支笏洞爺国立公園 洞爺湖、登別、羊蹄山地域 境界線定義表

※(5)根拠情報と収集方法の区分を参照のこと。

登別地域

区域線番号	境界定義	資料※
8	9 町村界	D
9	10 林班界	A
10	11 地番界	D
11	12 道路敷(除)界	B
12	13 河川敷(左岸側)界	E
13	14 地番界	D
14	15 道路中心から山側100m線界	E
15	16 見通線界	
16	17 地番界	D
17	18 河川敷(右岸側)界	F
18	19 道路中心から山側100m線界	E
19	20 地番界	D
20	21 町村界	D
21	22 河川中心界	F
22	23 河川敷(左岸側)界	F
23	24 国有林界	A
24	25 小班界	A
25	26 林班界	A
26	27 国有林界	A
27	28 河川敷(右岸側)界	F
28	29 河川敷(左岸側)界	F
29	30 国有林界	A
30	31 字界	D
31	32 国有林界	A
32	33 林班界	A
33	34 国有林界	A
特別保護地区		
77	78 小班界	A
78	77 林班界	A
特別地域		
(登別オロフレ線道路沿線)		
195	196 小班界	A
196	197 林班界	A
197	198 小班界	A
198	199 道路中心より100m界	E
200	201 道路中心より100m界	E
201	202 市町界	D
202	203 道路中心より100m界	E
203	204 小班界	A
204	195 道路中心より100m界	E
205	206 小班界	A
206	207 道路中心より100m界	E
207	208 国有林界	A
208	209 道路中心より100m界	E

(橋湖)			
209	210	林班界	A
210	209	小班界	A
(登別・倶多楽湖)			
211	212	道路中心より100m界	E
212	213	林班界	A
213	215	道路中心より100m界	E
215	216	国有林界	A
216	217	見通し線界	
217	218	国有林界	A
218	219	小班界	A
219	220	国有林界	A
77	2221	道路中心より100m界	E
221	222	国有林界	A
222	223	林班界	A
78	224	国有林界	A
224	225	林班界	A
225	226	小班界	A
22	227	国有林界	A
227	210	林班界	A
(ホロホロ山・オロフレ山・カルルス)			
342	343	小班界	A
344	345	小班界	A
346	347	小班界	A
348	349	小班界	A
349	350	林班界	A
350	351	小班界	A
351	352	林班界	A
352	35	小班界	A
353	354	林班界	A
354	355	小班界	A
355	356	林班界	A
356	357	町村界	A
357	358	林班界	A
358	359	小班界	A
360	361	小班界	A
361	362	林班界	A
362	363	小班界	A
363	8	林班界	A
(北湯沢温泉)			
341	14	道路中心より100m界	E
(登別温泉)			
224	31	国有林界	A
(白老)			
379	378	林班界	A
(ホロホロ山)			
381	380	林班界	A

(オロフレ山・カルルス)			
382	383	林班界	A
383	384	小班界	A
384	385	林班界	A
385	386	小班界	A
386	387	林班界	A
387	388	小班界	A
389	381	林班界	A
391	392	小班界	A
392	393	林班界	A
393	394	小班界	A
394	395	林班界	A
395	396	小班界	A
397	195	小班界	A
198	25	林班界	A
390	389	林班界	A
(登別)			
398	226	林班界	A

羊蹄山地域

区域線番号	境界定義	資料※
56	57 土地所有界	D
57	58 地番界	D
58	59 土地所有界	D
59	60 小班界	A
60	56 土地所有界	D
特別保護地区		
79	80 林班界	A
80	81 小班界	A
81	82 林班界	A
82	79 小班界	A
特別地域		
228	229 林班界	A
229	230 林班界	A
230	231 小班界	A
231	232 土地所有界	D
232	233 小班界	A
233	234 土地所有界	D
234	235 小班界	A
236	237 林班界	A
237	238 小班界	A
238	239 林班界	A
239	366 林班界	A
228	229 林班界	A
364	365 小班界	A
366	240 林班界	A
乗入規制		
特別保護地区及び特別地域と同じ範囲		

洞爺湖地域

区域線番号	境界定義	資料※
61	62 道路中心から山側100m界	E
62	63 町村界	D
63	64 字界	D
64	399 道路敷(除)界	E
399	400 字界	D
400	401 地番界	D
401	402 稜線界	B
402	403 地番界	D
403	404 稜線界	B
404	405 見通し線界	
405	66 稜線界	B
66	67 国有林界	A
67	68 市町界	D
68	69 道路敷(除)界	E
69	70 河川敷(右岸側)界	F
70	71 道路中心から山側100m界	E
71	61 国有林界	A
特別保護地区		
(有珠山)		
83	84 林班界	A
84	85 小班界	A
85	86 林班界	A
86	87 小班界	A
87	88 林班界	A
88	83 小班界	A
406	407 地番界から30m界	D
407	406 地番界	D
408	409 図上確定界	
409	410 見通し線界	
410	411 地番界	D
411	408 見通し線界	
(西山火口)		
412	413 地番界	D
413	414 見通し線界	
414	415 地番界	D
415	416 見通し線界	
416	417 地番界	D
417	418 見通し線界	
418	419 地番界	D
419	420 見通し線界	
420	421 地番界	D
421	422 見通し線界	
422	412 見通し線界	
(昭和新山)		
89	89 地番界	D

特別地域 (洞爺湖)			
241	242	汀線界	C
242	243	国有林界	A
243	244	汀線界	C
244	245	国有林界	A
245	246	汀線界	C
246	247	国有林界	A
247	248	汀線界	C
248	249	国有林界	A
249	250	汀線界	C
250	251	国有林界	A
251	252	汀線界	C
252	253	国有林界	A
253	254	汀線界	C
254	255	国有林界	A
255	256	汀線界	C
256	257	国有林界	A
257	258	汀線界	C
258	259	国有林界	A
259	260	汀線界	C
260	261	国有林界	A
261	262	汀線界	C
262	263	国有林界	A
263	264	汀線界	C
264	265	国有林界	A
265	266	汀線界	C
266	267	国有林界	A
267	268	汀線界	C
268	269	国有林界	A
269	270	汀線界	C
270	271	国有林界	A
271	272	汀線界	C
272	71	国有林界	A
71	61	国有林界	A
61	241	国有林界	A
273	274	国有林界	A
274	273	小班界	A
(昭和新山)			
275	276	林班界	A
276	277	道路敷(除)界	E
277	278	標高150界	B
278	275	林班界	A
(洞爺湖)			
64	65	字界	D
65	367	国有林界	A
367	66	国有林界	A
367	368	林班界	A
87	369	林班界	A
369	67	小班界	A
370	371	河川界	F
371	372	地番界	D

(3)支笏洞爺国立公園 集団施設地区 境界線定義表

※(5)根拠情報と収集方法の区分を参照のこと。

真狩口集団施設地区

区域線番号	境界定義	資料※
1	2 見通し線界	
2	1 道有林界	H

登別集団施設地区

区域線番号	境界定義	資料※
1	2 都市計画区域界	I
2	3 見透線界	
3	4 都市計画区域界	I
4	5 土地所有界(国・民)	D
5	6 沢界	B
6	7 地形界	B
7	1 見透線界	

(4)支笏洞爺国立公園 基準の特例地区 境界線定義表

※(5)根拠情報と収集方法の区分を参照のこと。

洞爺地区

区域線番号	境界定義	資料※
1	2 河川界	F
2	3 道路中心100m界	E
3	4 字界	D
4	5 道路(含)界	E
5	6 河川(除)界	F
6	1 道路(含)界	E

蟠渓地区

区域線番号	境界定義	資料※
1	2 河川中心界	F
2	3 河川敷(除)界	F
3	4 道路中心100m界	E
4	1 行政界	D

カルルス温泉地区

区域線番号	境界定義	資料※
1	2 沢界	B
2	3 見透線界(沢河川合流点と道路交差点)	
3	4 道路界	E
4	5 道路中心50m界	E
5	1 道路界	E

北湯沢地区

区域線番号	境界定義	資料※
1	2 地番界	D
2	3 河川界	F
3	4 道路中心100m界	E
4	5 地番界	D
5	6 沢界	B
6	7 河川(除)界	F
7	8 道路(除)界	E
8	9 道路中心100m界	E
9	1 見透線界	

登別温泉地区

区域線番号	境界定義	資料※
1	2 都市計画区域界	I
2	3 見透線界	
3	4 都市計画区域界	I
4	5 土地所有界(国・民)	A
5	6 土地所有界(国・民)	A
6	1 道路界	E

月浦地区

区域線番号	境界定義	資料※
1	2 河川敷(除)界	F
2	3 地番界	D
3	4 道路敷(除)界	E
4	5 見透線界	
5	6 地番界	D
6	7 道路敷(除)界	E
7	8 地番界	D
8	1 道路敷(除)界	E

泉北地区

区域線番号	境界定義	資料※
1	2 道路敷(除)界	E
2	3 地番界	D
3	4 見透線界	
4	5 地番界	D
5	6 道路敷(除)界	E
6	7 地番界	D
7	8 見透線界	
8	9 地番界	D
9	10 道路中心120m界	E
10	11 地番界	D
11	6 道路敷(除)界	E

金毘羅火口地区

区域線番号	境界定義	資料※
1	2 砂防区域界	J
2	3 地種区分界(特保・2特)	
3	4 地種区分界(特保・2特)	
4	1 土地所有界(国・民)	A

(5) 根拠情報と収集方法の区分

	境界定義	根拠資料	提供依頼先
A	国有林界	森林計画図GIS	各森林管理署
	林班界		
	小班界		
B	地形界(稜線,沢)	地理院地形図	地理院ウェブサイト
	標高線界		
C	汀線界	地理院地形図+洞爺湖水位定義	地理院ウェブサイト
D	河川敷界	公図情報 国土調査成果	法務局ウェブサイト
	市町村境		
	字界		
	地番境		
	地番界からの後退距離 公・民土地所有界		
E	道路中心線からの後退距離	道路台帳	道路管理者
	道路敷(含・除)界		
F	河川敷界	河川台帳	河川管理者
G	環境省所管地界	環境省所管地図	—
H	道有林界	道有林GIS	道有林ウェブサイト
I	都市計画区域界	都市計画区域図	市役所・役場所管課
J	砂防区域界	砂防指定地図	道庁所管課
	見通線界	—	—
	図上確定界	—	—